

意見書案第1号

安全・安心な海岸を維持するための方策を求める意見書

令和2年5月27日付で神奈川県から「海水浴場等における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策ガイドライン」が示された。大磯町においては、このガイドラインを遵守しての安全・安心な海水浴場の維持・管理は難しいとの判断から、令和2年度においては歴史ある大磯海水浴場の開設中止が決まった。

このことにより、地域経済への大きな打撃が予想されるとともに、海岸利用者のマナー低下が懸念されている。また、海水浴場が開設されなくても、海岸には多くの来遊者が集まることが想定されるため、感染予防策をはじめとした安全対策が急務である。

よって、大磯町議会は、所轄庁である神奈川県に対し、海岸管理者として下記の事項に取り組まれるよう強く要望する。

記

1. 新型コロナウイルス感染症対策として、多くの来遊者により「密閉」・「密集」・「密接」の状態が生じ、感染リスクが高まることがないように措置を講じること。
2. 遊泳者等の水難事故防止策を講じるとともに、大磯町ほか、県内各自治体の中止に至った海水浴場において警備員やライフセイバーなどを配置するなどの措置を講ずること。
3. 水上バイク・サーフィン等のマリンスポーツに関する安全対策を関係機関と協議し、実施すること。
4. 飲食・バーベキュー・花火等のごみの不法投棄への対策を講じること。
5. 海岸における飲酒・受動喫煙防止対策を講じること。
6. 海岸及び周辺地域における公衆の衛生、危険防止及び秩序の保持がなされるよう措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月17日

神奈川県知事 黒岩祐治 殿

神奈川県中郡大磯町議会議長 高橋英俊